

## 銭座防空壕群の保存活用を求める陳情書

2019年6月25日

長崎市議会議長 佐藤正洋様

陳情人

住 所 長崎市桜町9-6長崎地区労働組合会議

団体名 「銭座防空壕群を保存する連絡会」

共同代表 中村住代 月川秀文

連絡先 電話



銭座防空壕群の保存・活用を求める陳情

### 1 陳情の趣旨

九州新幹線長崎ルート建設現場で確認された15カ所の防空壕群は、「長崎原爆戦災誌」の記述や「福岡俘虜収容所第14分所」に収容されていた捕虜の人々との関わりについての3人の被爆者の証言などから「長崎市被爆建造物等の取扱基準」の第4条（保存対象）のBランクに該当し、貴重な「戦争・原爆遺構」として保存すべきものでした。しかし長崎市は、被爆の痕跡がない、当時の社会的な状況を示唆するものがない等の理由で今年の2月26日、最後の1ヶ所をふくめ全ての防空壕を破壊してしまいました。市長の責任大なるものがあります。被爆都市という地域の特別の事

情を何ら考慮することなく工事を進める鉄道運輸機構、爆心地から約2キロという極めて近距離に位置する銭座地域の「戦争・原爆」の「記憶の継承」のために残すための努力を怠った長崎市の平和行政に改めて怒りと失望を禁じえません。

かつて15ヶ所もの防空壕が存在した現場に立ってみると、高齢化した被爆者の方々がよく口にされる「目から消え去るものは、心からも消え去る」という言葉が去来します。原爆の惨禍を後世に伝えていかなければならない役割や使命を持つ被爆都市の平和行政とはいかにあるべきかを改めて市長や議会に問いたいと思います。改選後の長崎市議会の議員の皆様へ、以下の内容で陳情いたしますのでよろしくお願い致します。

## 2 陳情項目

①貴重な「戦争・原爆遺構」の保存・活用を怠った市長の辞任と原爆被爆対策部長の更迭を求めます。

② 説明板の設置箇所とその内容について。

③ 新たに確認された防空壕の保存・活用について。

④「長崎市被爆建造物等の取扱い基準」の見直しについて。

(ア) 第1条 石碑の後に防空壕を加え明記すること。

(イ) 見直しのために、長崎市原子爆弾被災資料協議会を開催し、見直しを検討すること。